

地方独立行政法人Q&A

大牟田市は、市立総合病院を経営する地方独立行政法人を平成22年4月に設立する準備を進めています。そこで、市立病院が地方独立行政法人化したらどのように変わるのか、市民の皆さんの疑問にお答えします。

Q1. 地方独立行政法人とは何ですか？

A1.

市から独立した法人となりますが、市が100%出資する行政法人です。市に代わって住民の皆さんに必要な行政サービス（医療の提供）を行います。

市立病院の場合、地方独立行政法人化しても市立病院であることにはなんら変わりありませんので、市民の皆さんは今までどおり、市立病院をご利用いただけます。

Q2. どうして地方独立行政法人に移行する必要があるのですか？

A2.

市立病院は、平成7年に移転新築して以来、地域の中核病院として重症患者さんを中心に医療提供を行ってきました。しかし、赤字決算が続いたため、平成15年度から経営改善3カ年計画を策定し、経営改善に取り組んできました。

その結果、平成17年度から3年連続で黒字を計上しており、平成20年度も黒字の見込みではありますが、現在は市の機構の一部であり、医療環境の変化に対応できるような柔軟な病院運営に限界があります。加えて、医師不足や看護師不足など医療を取り巻く環境はさらに厳しさを増していることから、安定した経営基盤を確立し、良質な医療を住民に提供し続けていくために、病院運営において自主性、柔軟性が発揮できる地方独立行政法人へ移行することとしました。

Q 3 . 法人化後、市立病院はどのような病院を目指すのですか？

A 3 .

市立病院はこれまでも救急医療や高度医療を提供するために必要な設備投資、スタッフの配置などを行ってきました。つまり、重篤な患者さんや症状の重い段階に対し医療の提供を行うことが市立病院の役割と言えます。さらにこの地域ではがん患者さんが非常に多いこともあり、がんの手術や抗がん剤治療あるいは放射線治療にも力を入れています。また、最近では勤務医がコンビニ医療に疲弊し、病院を去るケースが増えている小児科や産婦人科といった、いわゆる母子医療の砦として力を入れてきました。

今後も救急医療、がん診療、母子医療をはじめ、地域の医療機関では対応が難しい急性期の医療に特化し、地域の医療機関から紹介を受けた患者さんを中心に医療を提供する地域の中核病院を目指していきます。

Q 4 . なぜ、「総合」という名称を取って、「市立病院」としたのですか？

A 4 .

19年度に経営形態検討委員会から答申を受けた際、「総合病院」という名称がついていることにより、市民が、いつでも、どんな病気でも診てもらえると誤解するとの指摘をいただきました。そもそも、市立病院に「総合」をつけた平成7年当時は医療法によって、総合病院を名乗れる病院が限定されていましたが、現在では医療法も改正され、総合の法的根拠はなくなっています。市民の皆さんに親しみやすく、さらに誤解を招かないような名称を検討した結果、「市立病院」が最もふさわしいとの結論にいたりましたので、独法化を機に、名称を大牟田市立病院とすることになりました。

Q 5 . 法人化されたら、市や議会はどのように関与するのですか？

A 5 .

市は、地域医療を守る観点から、市立病院に担ってもらう役割について3年から5年の中期目標を定めます。地方独立行政法人はこの中期目標を達成するよう中期計画を策定し、医療の提供を行っていきます。この中期目標と中期計

画は議会の議決が必要であることから、住民の代表である議会が引き続き、法人の運営について関与されることとなります。

さらに市には病院運営に詳しい第三者で組織する評価委員会を設置し、専門の見地から法人の運営を評価し、市に報告することになっていますので、市が法人の業務運営を評価することができます。

市としては、地域の他の医療機関が担えないような高度医療や救急医療については、市の政策として法人に指示を行いますので、それに見合う経費の負担については今まで同様行っていきます。

Q 6 . 中期目標とは具体的にはどのようなものですか？

A 6 .

中期目標とは、市長が法人に対して指示する3年から5年の期間で達成すべき業務運営に関する目標です。

住民に対して提供する医療の内容や業務の質向上に関すること、

業務運営の改善及び効率化に関すること、

財務内容の改善に関することなどが規定されます。

中期目標を策定する際にも、市は評価委員会の意見を聴き、議会の議決を得ることが必要です。

Q 7 . 中期計画・年度計画とは何ですか？

A 7 .

中期計画は、市から指示された中期目標を達成するための計画のことを言い、中期目標に掲げられた事項に対し取るべき措置や予算、収支計画などを定めた法人の事業計画です。市立病院の場合は中期計画も、市が認可するにあたり、評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を受けなければいけません。認可後、中期計画はすみやかに公表されることになっています。

また、中期計画に基づいて、年度ごとに実施する事項等を定めたものが年度計画です。年度計画は市に届け出、公表することになっています。

Q 8 . 評価委員会とは何ですか？

A 8 .

評価委員会とは、地方独立行政法人の業務実績に関する評価を専門的、客観的かつ中立公正に行うため、市の附属機関として設置されるものです。市が中期目標を策定する際や、中期計画の認可を行う際には意見を聴くよう法律で義務付けられています。そのほか、各事業年度や中期目標期間の業務実績の評価を行い、法人の業務運営に改善勧告を行うなど重要な役割を担います。

Q 9 . 法人に移行したらどんなメリットがあるのですか？

A 9 .

法人に移行すると、人事権や給与決定権、契約締結権などが法人の理事長の権限で行うことができるようになるため、迅速な意思決定を行うことが可能になります。とりわけ医師、看護師をはじめとした医療スタッフの増員などを市の職員定数に縛られることなく行えるようになり、市民や患者さんのニーズに柔軟に対応した医療サービスの提供ができるようになります。また、多様な契約手法の導入などにより、より一層の経営効率化を図ることができます。

Q 10 . 効率化が優先されるあまり、市民に必要な医療であっても不採算であれば廃止されるのではないですか？

A 10 .

法人に移行しても、市立病院であることに変わりありません。

これまで市立病院が行ってきた救急医療、がん診療、母子医療など市民に必要な医療は、法人に対して中期目標で指示を行い、たとえ不採算であっても市の政策として法人に行わせることは変わらないことから、不採算を理由に診療科を廃止したりすることはありません。

ただし、現在でも地域の他の医療機関が提供できる医療については、役割分担を明確にしながら、地域で医療が完結できるような連携体制の構築を目指していますので、医療の内容や治療の段階によっては他の医療機関へのご紹介や転院をお願いすることがあります。

～最後に住民の皆さんへのお願い～

最近、全国的にも医師不足による自治体病院の休院や患者さんの受入拒否などのニュースが報じられていますが、これは軽症の患者さんでも夜間に救急外来に来られるケースが増えたことにより、勤務医が本来、救急において診なければならぬ重症患者さんの対応だけでなく、軽症の患者さんも診なければならないことによる厳しい勤務環境が要因の一つとなっています。

こうした軽症患者さんがコンビニ感覚で夜間に病院を受診することを「コンビニ受診」と呼んでいます。

市立病院をはじめとした救急病院で働く医師も、過酷な労働環境が続けば次第にモチベーション（やる気・やりがい）が下がってしまい、病院で働くことに魅力を感じなくなる可能性もあります。また、地域の開業医の方々も高齢化が進んでおり、夜間の診療ニーズへの対応は厳しい状況にあります。

例えば、お薬をもらうだけであったり、必ずしも急を要しない病気の場合は、できるだけ日中の診療時間内に受診するなど、医療者と医療を受ける患者さん側との良好な関係を築くことが、地域医療の崩壊を未然に防ぎ、ひいては良質な医療を受け続けられる大きな原動力になります。

住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします！